

了鳥取県公報

平成13年3月23日(金) 号外第16号

每週火:金曜日発行

目 次

選管告示 選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決(2件)......1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

平成13年1月15日付けで鳥取県八頭郡船岡町大字郡家245番地3中尾収外2名から提起され、同月16日に一部 取り下げられ、及び同年3月14日に一部変更された平成12年11月19日執行の船岡町長選挙における選挙の効力に 関する審査申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定によ り告示する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

裁 決

鳥取県八頭郡船岡町大字郡家245番地3

審杳申立人 中 尾 ЦΣ

鳥取県八頭郡船岡町大字福井99番地

審查申立人 垣 Ħ 穣

鳥取県八頭郡船岡町大字郡家268番地2

審查申立人 西 村

鳥取県鳥取市西町一丁目424番地

上記代理人弁護士 田 村 康 眀

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から、平成13年1月15日付けで提起され、同月16日に一部取り下 げられ、及び同年3月14日に一部変更された平成12年11月19日執行の船岡町長選挙における選挙の効力に関する 審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

> 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、平成12年11月19日執行の船岡町長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選 の効力に関し、同月30日付けで船岡町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し異議の申出をしたが、 町委員会は、同年12月27日付けで選挙の効力に関する異議の申出については棄却し、当選の効力に関する異議の 申出については却下するとの決定をした。

申立人は、この町委員会の決定のうち、選挙の効力に関する異議の申出に係る棄却決定の取消し及び本件選挙 は無効とするとの裁決を求め、本件審査の申立てをしたものである。

申立人は、本件選挙における不在者投票の管理執行は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)に違反するので、本件選挙は無効であると主張する。

申立て理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 不在者投票は、不在者投票管理者(以下「管理者」という。)の管理のもとに執行されなければならないが、本件選挙では、管理者である小河壽賀男は、不在者投票期間中投票記載場所が設置されている船岡町役場庁舎(以下「役場」という。)に登庁しなかったか、仮に登庁したとしても一時的であった。管理者は、不在者投票期間中終始投票記載場所に臨席する必要はないが、期間中の多くの時間役場に在庁し、不在者投票事務の手続の管理をすべきである。例外として、管理者が登庁していなくても、管理者の住所が役場に近接し、必要があれば直ちに連絡を取り得る等常時不在者投票の緊急事務の処理に当たり得る態勢にあったような場合は、管理者の管理の下におかれていたといえるが、小河壽賀男の自宅は役場から約1キロメートル離れており、役場に近接しているとは到底いえるものではない。連絡体制においても緊急事務の処理に当たり得る態勢がとられていなかった。以上から、社会通念上、時間的、場所的に管理者の管理が及んでいない状態で不在者投票が執行された。
- 2 不在者投票については、管理者と管理者の事務補助者である不在者投票事務従事者(以下「従事者」という。) 及び不在者投票事務の執行を監視する不在者投票立会人(以下「立会人」という。)が必要である。町委員会の決定においては、従事者には町委員会の書記及び数名の町の職員が当たり、立会人には町の総務課職員及び住民課職員が当たったと認定しているが、この認定には疑問がある。本来、従事者及び立会人は町委員会(長)が選任すべきものであるところ、本件不在者投票において、町委員会(長)の適法、適式な選任行為があったか疑問である。もし、このような選任行為があったとすれば証拠により明らかにされるべきである。
- 3 従事者と立会人は、その性格と立場を異にすることから、同一人が両者の地位を兼ねることはできないが、 本件選挙では同一人が両者を兼ねたり、両者が混然として不在者投票事務や立会人の職務に関与していた。また、本件不在者投票においては従事者と立会人に町職員が当たっているが、本来の町の職務と並行して不在者 投票の職務を遂行することは不可能であり、忠実に職務を執行したとはいえない。
- 4 本件選挙においては、選挙人総数約3,500人のうち約500人という高い比率の選挙人が不在者投票を行っており、極めて異常ということができる。このような事態の原因の大半は、管理者の管理執行が杜撰で法規に違反したものであったことにあると考える。すなわち、不在者投票において、老母に同行した選挙人に来たついでにということで不在者投票を認めた事実があるように、明らかに不在者投票事由に該当すると見込まれる場合でないのに従事者が不在者投票を認めた事例がある。また、該当する不在者投票事由が見当たらないような場合、従事者が選挙人に適当な不在者投票事由を示唆した事例が多く存在した。
- 5 投票記載場所は、役場の1階玄関ホール(町民ホール)の窓際に設置されたが、他から遮断するような特別の設備が一切なされていなかったため、不在者投票者と外来者との接触が自由であった。また、投票記載場所は、町の職員のいる場所から相当の距離があり、かつ、ホールの片隅に位置することから、従事者などからの監視は妨げられていた。このような場所は管理者の管理する場所とはいえず、法に違反するものである。

町委員会の弁明の要旨

1 申立て理由1について

小河壽賀男は、投票記載場所で常時執務していた事実はないが、昭和43年 9月30日名古屋高裁の判決を引用すれば、「管理とは不在者投票管理者たる市町村選挙管理委員会の委員長の管理権が、社会通念上、時間的、場所的に投票記載場所に及んでいなければならないことは言をまたないが、必ずしも不在者投票管理者が常時投票記載所に臨席し自ら不在者投票事務の執行に当たる要はなく、不在者投票管理者の右(上記)のごとき管理のもとにおいて選挙管理委員会の書記をして右投票事務の補助執行をなさしめれば足りる趣旨と解すべきである。」とあり、小河壽賀男の自宅は、役場から約1キロメートル(正確には600m)の距離であり、時間的、

場所的に管理し得る範囲と解することができる。また、小河壽賀男は、電話及び登庁により町委員会事務局と選挙期間中、頻繁に連絡を行っていたものである。

2 申立て理由2について

従事者及び立会人の選任については法に明確な選任方法等が規定されておらず、町委員会は本件選挙の選挙権を持つ総務課及び住民課の職員を勤務予定等を勘案し、適宜選任して行った。これを裏付ける明確な選任書等はないが、予定表により振り分けをして行ったものである。本選任行為を違法とする明確な法令根拠及び社会通念を逸した甚だしい行為と認められる事項はないと考えるものである。

3 申立て理由3について

不在者投票事務については町委員会書記及び数名の職員が当たり、立会人には本件選挙の選挙権を有する総務課職員及び住民課職員の計9名が当たった。期間中に不在者投票事務に従事した職員が立会人となった事実はなく、逆に立会人となった職員が不在者投票事務に携わった事実はない。また、立会人が投票者から明確にわからないと指摘されているが、法令に記載のとおり事務処理及び立会を区別して行っており、混然と行った事実はない。

4 申立て理由4について

従事者が安易に不在者投票事由を認定した事実はなく、すべての選挙人に「該当の事由に をしてください。」と案内している。また、「老母の選挙に同行したついでに不在者投票をして帰った」との指摘についても、従事者が投票を促した事実はなく、本人が不在者投票宣誓書・請求書を適法に記入したことにより行われたものである。本人の記入した理由が虚偽のものであるかどうかを本委員会が調査することは、本人の宣誓行為を無視していることでもあり、事実上できないと考える。

5 申立て理由 5 について

受付は住民票等の交付窓口で行ったものであるが、これについては窓口前が広く、車椅子の方や介助の方が付き添われる場合にもスペースが十分なことからこの場所で受付を行ったものである。

不在者投票受付での外来者との接触は可能ではあるが、従事者に投票依頼等の言動には気を付けて監視するよう指導しており、事実、不在者投票期間中そのような行動は皆無であった。また、期間中の不在者投票以外の窓口来庁者は極めてわずかであり、不在者投票の混乱を招くような事態となることはなかった。

投票記載所と受付窓口との距離は、約7mである。これは、投票者に不用な圧迫感を与えることなく、かつ、 投票の不正監視及び立会いができる最適の距離と考え、この場所に選定しているものである。

また、当時監視を妨げる構造物等は投票記載所と受付窓口の間にはなく、適正な監視及び立会いのもとで不在者投票は行われていた。

以上の理由により、この審査申立てを「棄却する。」との裁決を求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立ての要件について審査した結果、適法なものと認められたのでこれを受理し、町委員会から審査の申立てに対する弁明書及び本件選挙における不在者投票に関する資料等の関係資料を徴するとともに、申立人からは町委員会の弁明書に対する反論書を徴した。

次に、当委員会中村碩男委員長、須山修次委員、中井勲委員及び細川哲委員により、小河壽賀男町委員会委員 長、井山愛治町委員会事務局長、立会人及び従事者(以下「町関係証人」という。)並びに不在者投票を行った 選挙人から証言を聴取した。また、平成13年2月16日に投票記載場所の状況を把握するための現地検証を行った。

ところで、本件審査の申立ては、不在者投票の管理執行が適法になされたか否かが争点となっており、本件選挙の無効を主張するものである。

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。(法第205条第1項)

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反するとき、又は直接そのような明文の規定はないが、法の基本理念たる選挙の自由公正の

原則が著しく阻害される場合を指すと解されている。(昭和27年12月4日最高裁判決)

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙の結果に つき、あるいは異なった結果を生じるかもしれないと客観的に認められる場合をいうものとされている。(昭和29 年**9**月24日最高裁判決)

当委員会は、これらを踏まえて、申立人の主張する申立て理由について慎重かつ厳正に審理したので、次のとおり判断する。

1 申立て理由1について

不在者投票管理者は、不在者投票に関する事務を担任執行するものであって、投票記載場所は、不在者投票管理者によって管理されなければならない。法第49条にいう不在者投票管理者による投票記載場所の管理とは、不在者投票管理者の管理権が投票記載場所に社会通念上、時間的、場所的に及んでいることをいうものであるから、このような意味での管理権が及んでいると認められる限り、必ずしも管理者が自ら投票記載場所を見とおせる位置にいて直接投票を監視している必要はなく、たとえば立会人を適当に配置してその立会いと相まって選挙が自由かつ公正に行われるよう監視することも管理の一態様として許されるものというべきであるとされている。(昭和49年11月5日最高裁判決)

これを本件選挙についてみると、当委員会が実施した小河壽賀男及び井山愛治に対する証人尋問による各証言を総合すると次の事実が認められる。

小河壽賀男は、本件選挙の不在者投票期間中(平成12年11月14日から同月18日まで)、同月14日は立候補受付、同月17日は投開票事務従事者への説明会、同月18日は明るい選挙推進の広報活動の用務によりそれぞれ役場に登庁しており、その際には不在者投票の状況を確認していることが認められた。役場に在庁していなかった時間及び在庁していなかった日については、自宅において従事者からの非常連絡に備えて待機し、いつでも役場に出頭できる体制であったことが確認された。なお、非常時の連絡方法は、電話により行う旨の打合せが小河壽賀男と井山愛治との間であらかじめ行われていたことが認められる。

また、町委員会から徴した関係資料によると、小河壽賀男の自宅は役場から590メートルの位置にあり、小河壽賀男の証言から車で約3分の距離にあることも認められた。

以上の確認した事実によれば、役場における不在者投票は、小河壽賀男の管理の下に管理執行されたものと認めることが相当であり、申立人の主張は採用できない。

2 申立て理由2について

法第49条第1項並びに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。)第56条第1項及び第2項の規定によれば、不在者投票は管理者の管理する投票を記載する場所において行われるものとされ、選挙権を有する者を立ち会わせなければならないこととされている。立会人は不在者投票事務の執行を監視する機関であり、管理者は、不在者投票事務を執行するに当たっては上記規定に従い、必ず選挙権を有する者を1名以上立ち会わせなければならないものである。法は、執行機関である管理者の他に監視機関である立会人を置くこととして選挙の自由と公正を確保しようとしているものである。

「立会人の選任」については、法第38条に規定するごとき厳格な手続は定められていないところであり、辞令交付がなされなくとも不在者投票管理者からの指示に基づき選挙管理委員会書記長が配下の役場職員に不在者投票事務を総括させていた場合、その役場職員が任命した立会人であっても不在者投票管理者から任命されたものと認めることを相当とするとされている。(昭和57年10月29日仙台高裁判決)

これを本件選挙についてみると、当委員会が実施した小河壽賀男、井山愛治に対する証人尋問における各証言及び町委員会から証拠書類として徴した不在者投票事務従事体制表を総合すれば、町委員会事務局は小河壽賀男に対し、従事者及び立会人の人員体制の方針について、不在者投票が開始される前に個人名までは示していないが、町の住民課及び総務課の職員で行う旨の説明及び報告をしていることが認められた。その際、小河壽賀男はこれを承認し、あわせて町委員会事務局に対し、人員体制について指示を与えていることが認められた。なお、町委員会事務局は、あらかじめ日毎及び時間毎に従事者及び立会人の氏名が記載されている不在者投票事務従事体制表に基づき各担当者に事務を依頼していることが認められた。

以上、当委員会が認定した事実によれば、立会人及び従事者は、小河壽賀男よって選任されていると認められ、申立人の主張は採用できない。

3 申立て理由3について

従事者及び立会人の職務は、既に述べたとおり、従事者は不在者投票に関する事務を管理執行する執行機関であり、これに対し立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する監視機関である。したがって、この両者はこのような立場の違い、そして、法及び施行令が性格の異なるこの両者を不在者投票に必置の機関とし、もって選挙の自由と公正を確保しようとしている趣旨に鑑みれば、同一人が両者の地位を兼ねることは法律上許されないものである。また、不在者投票管理者が不在で、ただ1人の補助執行者によって不在者投票事務の管理執行がされている場合には、補助執行者は実質上の不在者投票管理者というべきであるから、かかる補助執行者が同時に不在者投票の立会人を兼ねることは、同様の理由より、許されないものというべきであるとされている。(昭和49年11月5日最高裁判決)

これを本件選挙についてみると、当委員会が実施した証人尋問において、従事者である藤田博之、前田健、田村政司、山下真一、木嶋成志、竹本一史及び清水裕代並びに立会人である林仁美、岩城憲治、進木(旧姓小林)陽子、前田健、田村政司、木嶋成志、小谷述代、竹本一史及び清水裕代の各証言並びに町委員会から証拠書類として徴した不在者投票事務従事体制表を総合すれば、従事者及び立会人は日毎、時間毎及び個人毎に決められた不在者投票事務従事体制表に従い、複数体制で投票の立会い又は不在者投票事務を行っていることが認められた。なお、証人のうち氏名が重複している者があるのは、日又は時間を変えて従事者と立会人の両方を行っているためであり、同時に同一の者が両方の事務を行い、立会人が一人もいない状況の下で不在者投票が行われた事実は認められない。また、従事者及び立会人の証言から、従事者及び立会人は、それぞれ不在者投票事務に係る職務を本来の町の職務に優先して行っていたことが認められた。さらに、小河壽賀男は、町委員会事務局に対し、従事者及び立会人が同時に同一の者にならないように再三指示していていたことが認められた。他に上記認定を覆すに足りる証拠はない。

よって申立人の主張は採用できない。

4 申立て理由4について

不在者投票制度については、選挙人が利用しやすい制度とするために平成**9**年12月に法が、平成10年**1**月に施行令等が改正された。

従来、選挙人が不在者投票事由に該当するかどうか、及び当日投票することができないかどうかを確認するために、選挙人から書面や口頭により詳細に事情を聴取する必要があり、これについて選挙人から「不快だ」等の不満が多く寄せられていた。上記改正は、このような状況を改善するとともに、不在者投票手続の簡素化に資する観点から、不在者投票を定型的に処理できるよう、一般的に選挙の当日投票することが困難である蓋然性の高い事由を不在者投票事由として列挙し、選挙の当日当該事由に該当すると見込まれる者は不在者投票ができることとし、また、当日の職務や用務等が長時間にわたらなくても不在者投票事由に該当すると見込まれれば、不在者投票ができることとされたものである。

これを本件選挙についてみると、申立人は、「老母に同行した選挙人に、来たついでにということで、不在者投票を認めた事実がある。」と主張し、当委員会に対し、証人による陳述を求めた。当委員会は必要であると判断した証人の陳述を認めるとともに、本件選挙における従事者である藤田博之、前田健、田村政司、山下真一、木嶋成志、竹本一史及び清水裕代に対して証人尋問を実施した。これら証人による陳述内容及び従事者の証言内容から、上記法改正の趣旨に照らして、役場で不在者投票を行った全ての選挙人が不在者投票宣誓書・請求書を提出し、自ら不在者投票事由を申し立てて不在者投票を行っており、従事者が不在者投票事由に該当しない者に投票させた事実は認められなかった。

また、申立人は、「該当する不在者投票事由が見当たらないような場合、従事者が選挙人に適当な不在者投票事由を示唆した事例が多く存在した。」旨主張している。この点について、従事者は不在者投票に来た選挙人に不在者投票宣誓書・請求書を示し、「住所、名前等について記載してください。該当事由に を記してください。」等の説明をし、該当事由の記載について選挙人が迷った場合には不在者投票事由について説明を行っ

ていることが認められたが、従事者が選挙人に対し事実無根の不在者投票事由を示唆し、不在者投票をさせた 事実は認められなかった。

よって申立人の主張は採用できない。

5 申立て理由5について

投票記載場所は、一般の投票所と同様に投票の秘密の確保に注意し、外部から他人の投票を見ること、投票を交換すること等の不正手段の介入を防ぐことのできる程度に設備し、かつ、管理者及び立会人より見通し得るように配置しなければならないこととされている。

これを本件選挙についてみると、当委員会が現地検証において確認したところによると、投票記載場所の広さは長辺8.03メートル、短辺5.06メートルであり、投票の秘密の確保及び不正の介入の監視を行うために問題のない広さであったことが認められる。また、投票記載台も他の選挙人の記載をのぞき見ることのできない構造になっていることが認められた。さらに、従事者と立会人の在席位置は投票所の状況を全て見渡すことができる位置にあり、適正なものであることが認められた。

次に、町関係証人の各証言を総合すると、不正の介入の監視には全く支障がなく、十分監視できたことが認められる。

町関係証人及び選挙人の各証言からは、投票の秘密が侵害された事実を認めることはできなかった。

以上のことから投票記載場所の設備は、投票の秘密の確保及び不正手段を防ぐことのできる程度に十分に設備されていたことが確認され、申立人の主張は採用できない。

以上のとおり、本件選挙が選挙の規定に違反する事実は認められず、本件選挙を無効とすべき事由はない。 よって、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定により、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成13年3月23日

鳥取県選挙管理委員会

 委員長
 中
 村
 碩
 男

 委員
 須
 山
 修
 次

 委員
 中
 井
 勲

 委員
 細
 川
 哲

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

平成13年 1月17日付けで鳥取県八頭郡船岡町大字坂田224番地松本靖外 2名から提起され、同年 3月16日に一部変更された平成12年11月19日執行の船岡町長選挙における選挙の効力に関する審査申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

裁 決 書

鳥取県八頭郡船岡町大字坂田224番地 審査申立人 松 本 靖 鳥取県八頭郡船岡町大字下野4番地 審査申立人 浦 林 道 子 鳥取県八頭郡船岡町大字下濃149番地5

中 村 子 審査申立人 恵

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から、平成13年1月17日付けで提起され、同年3月16日に一部変 更された平成12年11月19日執行の船岡町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は 次のとおり裁決する。

> 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、平成12年11月19日執行の船岡町長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選 の効力に関し、同月30日付けで船岡町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し異議の申出をしたが、 町委員会は、同年12月27日付けで選挙の効力に関する異議の申出については棄却し、当選の効力に関する異議の 申出については却下するとの決定をした。

申立人は、この町委員会の決定のうち、選挙の効力に関する異議の申出に係る棄却決定の取消し及び本件選挙 は無効とするとの裁決を求め、本件審査の申立てをしたものである。

申立人は、本件選挙における不在者投票の管理執行は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」とい う。) に違反するので、本件選挙は無効であると主張する。

申立て理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 不在者投票は、不在者投票管理者(以下「管理者」という。)の管理のもとに執行されなければならないが、 本件選挙では、管理者である小河壽賀男は、不在者投票期間中投票記載場所が設置されている船岡町役場庁舎 (以下「役場」という。)に登庁しなかったか、仮に登庁したとしても一時的であった。管理者は、不在者投 票期間中終始投票記載場所に臨席する必要はないが、期間中の多くの時間役場に在庁し、不在者投票事務の手 続の管理をすべきである。例外として、管理者が登庁していなくても、管理者の住所が役場に近接し、必要が あれば直ちに連絡を取り得る等常時不在者投票の緊急事務の処理に当たり得る態勢にあったような場合は、管 理者の管理の下におかれていたといえるが、小河壽賀男の自宅は役場から約1キロメートル離れており、役場 に近接しているとは到底いえるものではない。連絡体制においても緊急事務の処理に当たり得る態勢がとられ ていなかった。以上から、社会通念上、時間的、場所的に管理者の管理が及んでいない状態で不在者投票が執 行された。
- 2 不在者投票については、管理者と管理者の事務補助者である不在者投票事務従事者(以下「従事者」という。) 及び不在者投票事務の執行を監視する不在者投票立会人(以下「立会人」という。)が必要である。町委員会 の決定においては、従事者には町委員会の書記及び数名の町の職員が当たり、立会人には町の総務課職員及び 住民課職員が当たったと認定しているが、この認定には疑問がある。本来、従事者及び立会人は町委員会(長) が選任すべきものであるところ、本件不在者投票において、町委員会(長)の適法、適式な選任行為があった か疑問である。もし、このような選任行為があったとすれば証拠により明らかにされるべきである。
- 3 従事者と立会人は、その性格と立場を異にすることから、同一人が両者の地位を兼ねることはできないが、 本件選挙では同一人が両者を兼ねたり、両者が混然として不在者投票事務や立会人の職務に関与していた。ま た、本件不在者投票においては従事者と立会人に町職員が当たっているが、本来の町の職務と並行して不在者 投票の職務を遂行することは不可能であり、忠実に職務を執行したとはいえない。
- 4 本件選挙においては、選挙人総数約3,500人のうち約500人という高い比率の選挙人が不在者投票を行ってお り、極めて異常ということができる。このような事態の原因の大半は、管理者の管理執行が杜撰で法規に違反 したものであったことにあると考える。すなわち、不在者投票において、老母に同行した選挙人に来たついで にということで不在者投票を認めた事実があるように、明らかに不在者投票事由に該当すると見込まれる場合 でないのに従事者が不在者投票を認めた事例がある。また、該当する不在者投票事由が見当たらないような場

合、従事者が選挙人に適当な不在者投票事由を示唆した事例が多く存在した。

5 投票記載場所は、役場の1階玄関ホール(町民ホール)の窓際に設置されたが、他から遮断するような特別の設備が一切なされていなかったため、不在者投票者と外来者との接触が自由であった。また、投票記載場所は、町の職員のいる場所から相当の距離があり、かつ、ホールの片隅に位置することから、従事者などからの監視は妨げられていた。このような場所は管理者の管理する場所とはいえず、法に違反するものである。

町委員会の弁明の要旨

1 申立て理由1について

小河壽賀男は、投票記載場所で常時執務していた事実はないが、昭和43年 9月30日名古屋高裁の判決を引用すれば、「管理とは不在者投票管理者たる市町村選挙管理委員会の委員長の管理権が、社会通念上、時間的、場所的に投票記載場所に及んでいなければならないことは言をまたないが、必ずしも不在者投票管理者が常時投票記載所に臨席し自ら不在者投票事務の執行に当たる要はなく、不在者投票管理者の右(上記)のごとき管理のもとにおいて選挙管理委員会の書記をして右投票事務の補助執行をなさしめれば足りる趣旨と解すべきである。」とあり、小河壽賀男の自宅は、役場から約1キロメートル(正確には600m)の距離であり、時間的、場所的に管理し得る範囲と解することができる。また、小河壽賀男は、電話及び登庁により町委員会事務局と選挙期間中、頻繁に連絡を行っていたものである。

2 申立て理由2について

従事者及び立会人の選任については法に明確な選任方法等が規定されておらず、町委員会は本件選挙の選挙権を持つ総務課及び住民課の職員を勤務予定等を勘案し、適宜選任して行った。これを裏付ける明確な選任書等はないが、予定表により振り分けをして行ったものである。本選任行為を違法とする明確な法令根拠及び社会通念を逸した甚だしい行為と認められる事項はないと考えるものである。

3 申立て理由3について

不在者投票事務については町委員会書記及び数名の職員が当たり、立会人には本件選挙の選挙権を有する総務課職員及び住民課職員の計9名が当たった。期間中に不在者投票事務に従事した職員が立会人となった事実はなく、逆に立会人となった職員が不在者投票事務に携わった事実はない。また、立会人が投票者から明確にわからないと指摘されているが、法令に記載のとおり事務処理及び立会を区別して行っており、混然と行った事実はない。

4 申立て理由4について

従事者が安易に不在者投票事由を認定した事実はなく、すべての選挙人に「該当の事由に をしてください。」と案内している。また、「老母の選挙に同行したついでに不在者投票をして帰った」との指摘についても、従事者が投票を促した事実はなく、本人が不在者投票宣誓書・請求書を適法に記入したことにより行われたものである。本人の記入した理由が虚偽のものであるかどうかを本委員会が調査することは、本人の宣誓行為を無視していることでもあり、事実上できないと考える。

5 申立て理由5について

受付は住民票等の交付窓口で行ったものであるが、これについては窓口前が広く、車椅子の方や介助の方が付き添われる場合にもスペースが十分なことからこの場所で受付を行ったものである。

不在者投票受付での外来者との接触は可能ではあるが、従事者に投票依頼等の言動には気を付けて監視するよう指導しており、事実、不在者投票期間中そのような行動は皆無であった。また、期間中の不在者投票以外の窓口来庁者は極めてわずかであり、不在者投票の混乱を招くような事態となることはなかった。

投票記載所と受付窓口との距離は、約7mである。これは、投票者に不用な圧迫感を与えることなく、かつ、 投票の不正監視及び立会いができる最適の距離と考え、この場所に選定しているものである。

また、当時監視を妨げる構造物等は投票記載所と受付窓口の間にはなく、適正な監視及び立会いのもとで不在者投票は行われていた。

以上の理由により、この審査申立てを「棄却する。」との裁決を求める。

決の 理 裁 由

当委員会は、この審査の申立ての要件について審査した結果、適法なものと認められたのでこれを受理し、町 委員会から審査の申立てに対する弁明書及び本件選挙における不在者投票に関する資料等の関係資料を徴すると ともに、申立人からは町委員会の弁明書に対する反論書を徴した。

次に、当委員会中村碩男委員長、須山修次委員、中井勲委員及び細川哲委員により、小河壽賀男町委員会委員 長、井山愛治町委員会事務局長、立会人及び従事者(以下「町関係証人」という。)並びに不在者投票を行った 選挙人から証言を聴取した。また、平成13年2月16日に投票記載場所の状況を把握するための現地検証を行った。

ところで、本件審査の申立ては、不在者投票の管理執行が適法になされたか否かが争点となっており、本件選 挙の無効を主張するものである。

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選 挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。(法第205条第1項)

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関 する明文の規定に違反するとき、又は直接そのような明文の規定はないが、法の基本理念たる選挙の自由公正の 原則が著しく阻害される場合を指すと解されている。(昭和27年12月4日最高裁判決)

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙の結果に つき、あるいは異なった結果を生じるかもしれないと客観的に認められる場合をいうものとされている。(昭和29 年9月24日最高裁判決)

当委員会は、これらを踏まえて、申立人の主張する申立て理由について慎重かつ厳正に審理したので、次のと おり判断する。

1 申立て理由1について

不在者投票管理者は、不在者投票に関する事務を担任執行するものであって、投票記載場所は、不在者投票 管理者によって管理されなければならない。法第49条にいう不在者投票管理者による投票記載場所の管理とは、 不在者投票管理者の管理権が投票記載場所に社会通念上、時間的、場所的に及んでいることをいうものである から、このような意味での管理権が及んでいると認められる限り、必ずしも管理者が自ら投票記載場所を見と おせる位置にいて直接投票を監視している必要はなく、たとえば立会人を適当に配置してその立会いと相まっ て選挙が自由かつ公正に行われるよう監視することも管理の一態様として許されるものというべきであるとさ れている。(昭和49年11月5日最高裁判決)

これを本件選挙についてみると、当委員会が実施した小河壽賀男及び井山愛治に対する証人尋問による各証 言を総合すると次の事実が認められる。

小河壽賀男は、本件選挙の不在者投票期間中(平成12年11月14日から同月18日まで) 同月14日は立候補受 付、同月17日は投開票事務従事者への説明会、同月18日は明るい選挙推進の広報活動の用務によりそれぞれ役 場に登庁しており、その際には不在者投票の状況を確認していることが認められた。役場に在庁していなかっ た時間及び在庁していなかった日については、自宅において従事者からの非常連絡に備えて待機し、いつでも 役場に出頭できる体制であったことが確認された。なお、非常時の連絡方法は、電話により行う旨の打合せが 小河壽賀男と井山愛治との間であらかじめ行われていたことが認められる。

また、町委員会から徴した関係資料によると、小河壽賀男の自宅は役場から590メートルの位置にあり、小 河壽賀男の証言から車で約3分の距離にあることも認められた。

以上の確認した事実によれば、役場における不在者投票は、小河壽賀男の管理の下に管理執行されたものと 認めることが相当であり、申立人の主張は採用できない。

2 申立て理由2について

法第49条第1項並びに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。)第56条第1項及 び第2項の規定によれば、不在者投票は管理者の管理する投票を記載する場所において行われるものとされ、 選挙権を有する者を立ち会わせなければならないこととされている。立会人は不在者投票事務の執行を監視す

る機関であり、管理者は、不在者投票事務を執行するに当たっては上記規定に従い、必ず選挙権を有する者を 1名以上立ち会わせなければならないものである。法は、執行機関である管理者の他に監視機関である立会人 を置くこととして選挙の自由と公正を確保しようとしているものである。

「立会人の選任」については、法第38条に規定するごとき厳格な手続は定められていないところであり、辞 令交付がなされなくとも不在者投票管理者からの指示に基づき選挙管理委員会書記長が配下の役場職員に不在 者投票事務を総括させていた場合、その役場職員が任命した立会人であっても不在者投票管理者から任命され たものと認めることを相当とするとされている。(昭和57年10月29日仙台高裁判決)

これを本件選挙についてみると、当委員会が実施した小河壽賀男、井山愛治に対する証人尋問における各証 言及び町委員会から証拠書類として徴した不在者投票事務従事体制表を総合すれば、町委員会事務局は小河壽 賀男に対し、従事者及び立会人の人員体制の方針について、不在者投票が開始される前に個人名までは示して いないが、町の住民課及び総務課の職員で行う旨の説明及び報告をしていることが認められた。その際、小河 壽賀男はこれを承認し、あわせて町委員会事務局に対し、人員体制について指示を与えていることが認められ た。なお、町委員会事務局は、あらかじめ日毎及び時間毎に従事者及び立会人の氏名が記載されている不在者 投票事務従事体制表に基づき各担当者に事務を依頼していることが認められた。

以上、当委員会が認定した事実によれば、立会人及び従事者は、小河壽賀男よって選任されていると認めら れ、申立人の主張は採用できない。

3 申立て理由3について

従事者及び立会人の職務は、既に述べたとおり、従事者は不在者投票に関する事務を管理執行する執行機関 であり、これに対し立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する監視機関 である。したがって、この両者はこのような立場の違い、そして、法及び施行令が性格の異なるこの両者を不 在者投票に必置の機関とし、もって選挙の自由と公正を確保しようとしている趣旨に鑑みれば、同一人が両者 の地位を兼ねることは法律上許されないものである。また、不在者投票管理者が不在で、ただ1人の補助執行 者によって不在者投票事務の管理執行がされている場合には、補助執行者は実質上の不在者投票管理者という べきであるから、かかる補助執行者が同時に不在者投票の立会人を兼ねることは、同様の理由より、許されな いものというべきであるとされている。(昭和49年11月5日最高裁判決)

これを本件選挙についてみると、当委員会が実施した証人尋問において、従事者である藤田博之、前田健、 田村政司、山下真一、木嶋成志、竹本一史及び清水裕代並びに立会人である林仁美、岩城憲治、進木(旧姓小 林)陽子、前田健、田村政司、木嶋成志、小谷述代、竹本一史及び清水裕代の各証言並びに町委員会から証拠 書類として徴した不在者投票事務従事体制表を総合すれば、従事者及び立会人は日毎、時間毎及び個人毎に決 められた不在者投票事務従事体制表に従い、複数体制で投票の立会い又は不在者投票事務を行っていることが 認められた。なお、証人のうち氏名が重複している者があるのは、日又は時間を変えて従事者と立会人の両方 を行っているためであり、同時に同一の者が両方の事務を行い、立会人が一人もいない状況の下で不在者投票 が行われた事実は認められない。また、従事者及び立会人の証言から、従事者及び立会人は、それぞれ不在者 投票事務に係る職務を本来の町の職務に優先して行っていたことが認められた。さらに、小河壽賀男は、町委 員会事務局に対し、従事者及び立会人が同時に同一の者にならないように再三指示していていたことが認めら れた。他に上記認定を覆すに足りる証拠はない。

よって申立人の主張は採用できない。

4 申立て理由4について

不在者投票制度については、選挙人が利用しやすい制度とするために平成9年12月に法が、平成10年1月に 施行令等が改正された。

従来、選挙人が不在者投票事由に該当するかどうか、及び当日投票することができないかどうかを確認する ために、選挙人から書面や口頭により詳細に事情を聴取する必要があり、これについて選挙人から「不快だ」 等の不満が多く寄せられていた。上記改正は、このような状況を改善するとともに、不在者投票手続の簡素化 に資する観点から、不在者投票を定型的に処理できるよう、一般的に選挙の当日投票することが困難である蓋 然性の高い事由を不在者投票事由として列挙し、選挙の当日当該事由に該当すると見込まれる者は不在者投票ができることとし、また、当日の職務や用務等が長時間にわたらなくても不在者投票事由に該当すると見込まれれば、不在者投票ができることとされたものである。

これを本件選挙についてみると、申立人は、「老母に同行した選挙人に、来たついでにということで、不在者投票を認めた事実がある。」と主張し、当委員会に対し、証人による陳述を求めた。当委員会は必要であると判断した証人の陳述を認めるとともに、本件選挙における従事者である藤田博之、前田健、田村政司、山下真一、木嶋成志、竹本一史及び清水裕代に対して証人尋問を実施した。これら証人による陳述内容及び従事者の証言内容から、上記法改正の趣旨に照らして、役場で不在者投票を行った全ての選挙人が不在者投票宣誓書・請求書を提出し、自ら不在者投票事由を申し立てて不在者投票を行っており、従事者が不在者投票事由に該当しない者に投票させた事実は認められなかった。

また、申立人は、「該当する不在者投票事由が見当たらないような場合、従事者が選挙人に適当な不在者投票事由を示唆した事例が多く存在した。」旨主張している。この点について、従事者は不在者投票に来た選挙人に不在者投票宣誓書・請求書を示し、「住所、名前等について記載してください。該当事由に を記してください。」等の説明をし、該当事由の記載について選挙人が迷った場合には不在者投票事由について説明を行っていることが認められたが、従事者が選挙人に対し事実無根の不在者投票事由を示唆し、不在者投票をさせた事実は認められなかった。

よって申立人の主張は採用できない。

5 申立て理由5について

投票記載場所は、一般の投票所と同様に投票の秘密の確保に注意し、外部から他人の投票を見ること、投票を交換すること等の不正手段の介入を防ぐことのできる程度に設備し、かつ、管理者及び立会人より見通し得るように配置しなければならないこととされている。

これを本件選挙についてみると、当委員会が現地検証において確認したところによると、投票記載場所の広さは長辺8.03メートル、短辺5.06メートルであり、投票の秘密の確保及び不正の介入の監視を行うために問題のない広さであったことが認められる。また、投票記載台も他の選挙人の記載をのぞき見ることのできない構造になっていることが認められた。さらに、従事者と立会人の在席位置は投票所の状況を全て見渡すことができる位置にあり、適正なものであることが認められた。

次に、町関係証人の各証言を総合すると、不正の介入の監視には全く支障がなく、十分監視できたことが認められる。

町関係証人及び選挙人の各証言からは、投票の秘密が侵害された事実を認めることはできなかった。

以上のことから投票記載場所の設備は、投票の秘密の確保及び不正手段を防ぐことのできる程度に十分に設備されていたことが確認され、申立人の主張は採用できない。

以上のとおり、本件選挙が選挙の規定に違反する事実は認められず、本件選挙を無効とすべき事由はない。 よって、法第216条第 2 項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第 2 項の規定により、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成13年3月23日

鳥取県選挙管理委員会

 委員長
 中
 村
 碩
 男

 委員
 須
 山
 修
 次

 委員
 中
 井
 勲

 委員
 細
 川
 哲

12	平成13年 3 月23日	亚唯 日	馬	圦	県	公	羊 区	(号外)第16号
1								